

見積依頼書

令和8年2月17日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局 宮崎港湾・空港整備事務所長 久島 秋浩

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件 名 令和7年度交換による自動車1台
- (2) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和8年7月17日までとする。
- (4) 納入場所 仕様書のとおり

2 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 見積り合わせ時において、九州地方整備局から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年度法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (5) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売（営業品目：車両類）」の九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。又は、当該競争参加資格を有しない者にあつては、令和7年度以降に九州地方整備局（港湾空港関係）において、自動車の納入実績を有する者であること。
- (6) 納入しようとする自動車が仕様書に定める最低限の要件を満たしていること。なお、要件を満たすことを証明する資料である「性能等証明書（様式2）」を、「参考見積書（様式1）」と併せて提出しなければならない。

3 問合せ先

〒880-0858

宮崎市港1丁目16番地

九州地方整備局 宮崎港湾・空港整備事務所 総務課 品質管理係

電話番号 0985-25-5375

メールアドレス：miyazaki-k89my@mlit.go.jp

4 仕様書等の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 別表のとおり

- (2) 配布場所 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所ホームページ入札・契約情報
(https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/bid/open_counter.html)
電子調達システム
(<https://www.p-portal.go.jp/>)

5 仕様書等に関する質問の提出方法、期間

- (1) 提出方法 電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。（提出期間内必着。）
(2) 提出期間 別表のとおり
(3) 提出場所 上記3に同じ
(4) 回 答 回答書を九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所ホームページ入札・契約情報 (https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/bid/open_counter.html) に掲載することにより回答する。

6 参考見積書の提出方法、期間

- (1) 本案件は、予定価格算定の参考とするため、見積書の提出に先立ち、参考見積書の提出を求める。
(2) 参考見積書の作成にあたっては、別添「参考見積りの提出について（依頼）」を熟読のうえ作成し、別添様式「参考見積書（様式1）」により提出すること。
(3) 提出方法 電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。（提出期間内必着。）
(4) 提出期間 別表のとおり
(5) 提出場所 上記3に同じ

7 見積書の提出方法、期間及び場所

- (1) 提出方法 電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出するものとする。（提出期間内必着。）
(2) 提出期限 別表のとおり
(3) 提出場所 上記3に同じ

8 見積合わせの日時及び場所

- (1) 日 時 別表のとおり
(2) 場 所 上記3に同じ
(3) 見積参加者の立会いは省略する。

9 見積書の作成

- (1) 見積書の様式は、添付のとおりとする。
(2) 参加者は、仕様書に基づき算出した総価をもって契約希望金額を見積もるものとする。見積書には、国が交換に供する物品との交換契約であるため、購入物品（車両本体、特別装備品、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、消費税相当額、納車費用、登録に必要な費

用、再資源化等預託金及び情報管理預託金及びその他本契約の履行に必要なすべての費用を含む)と国が交換に供する物品(車両本体、消費税相当額、引取費用及びその他本契約の履行に必要なすべての費用を含む)との差額を算出し、算出した契約希望金額を記載すること。

- (3) 決定にあたっては、見積書に記載された金額をもって契約価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(消費税を含めた金額)を見積書に記載すること。
- (4) 見積書は、本見積依頼書、九州地方整備局(港湾空港)オープンカウンター方式実施要領及び仕様書を熟読し、実施要領、見積依頼書、仕様書及び暴力団排除に関する誓約事項(別添1)を承諾のうえ、提出すること。

10 契約の相手方の決定方法

- (1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、最も低い価格の見積りを行った者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、くじ引きで決定する。参加することができない場合は、その者に代わって当局の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知する。
- (4) 見積合わせの結果は、九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所ホームページ入札・契約情報(https://www.pa.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/bid/open_counter.html)において、契約の相手方の決定後、速やかに公表するものとする。公表事項は、種別、件名、契約の相手方及び決定価格とする。

11 契約保証金の納付

免除

12 契約書の作成又は請書の提出の要否

要

13 支払条件

給付の完了の確認又は検査を終了した後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みによる方法により支払う。

14 その他

- (1) 質問書、参考見積書、見積書の作成及び提出等、本手続きに要する費用は、すべて参加者が負担するものとする。
- (2) 当局の都合により見積合わせを取りやめることがある。
- (3) 使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法(平成4年法律第51号)による。
- (4) 詳細は、九州地方整備局(港湾空港)オープンカウンター方式実施要領及び仕様書によ

る。

(別表)

見積合わせ手続きに係る期限等

仕様書等の配付期間	令和8年2月17日(火)から令和8年3月13日(金)までの土曜、日曜及び祝日を除く8時30分から17時15分まで (最終日は15時00分まで)
仕様書等の質問期間	令和8年2月17日(火)から令和8年2月26日(木)までの土曜、日曜及び祝日を除く8時30分から17時15分まで (最終日は15時00分まで)
質問に対する回答	令和8年2月27日(金)から令和8年3月6日(金)までの土曜、日曜及び祝日を除く8時30分から17時15分まで (初日は13時00分から、最終日は15時00分まで)
参考見積書の提出期間	令和8年3月3日(火)から令和8年3月6日(金)までの土曜、日曜及び祝日を除く8時30分から17時15分まで (最終日は15時00分まで)
見積書の提出期間	令和8年3月11日(水)から令和8年3月13日(金)までの土曜、日曜及び祝日を除く8時30分から17時15分まで (最終日は15時00分まで)
見積合わせの日時	令和8年3月16日(月) 10時00分

(別添1)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積書の提出をもって誓約します。

記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合は役員、支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している

見積書

契約名 令和7年度交換による自動車1台

見積金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

九州地方整備局(港湾空港)オープンカウンター方式実施要領、見積依頼書、仕様書及び暴力団排除に関する誓約事項を承諾の上、上記のとおり見積します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

分任支出負担行為担当官
九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 殿

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先電話番号は2以上記載すること)

本件責任者(会社名・部署名・氏名):

担当者(会社名・部署名・氏名):

連絡先1:○○○-○○○-○○○○

連絡先2:○○○-○○○-○○○○

仕 様 書

件名 令和7年度交換による自動車1台

1. 概要

九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所の現場監督、業務連絡等に使用するため、交換により小型貨物自動車1台を購入するものである。

2. 車両仕様

次に示す諸元・性能等を満たす若しくは同等の仕様の車両1台を選定し、渡し小型貨物自動車1台と交換による売買契約をする。

・受け小型貨物自動車

- 1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和8年2月)」に適合する電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車であること。
- 2) ボディタイプ ライトバンタイプ(軽量貨物車(1.7t以下))
- 3) 排気量 1,500cc未満
- 4) 乗車定員 5名(貨物搭載時は2名)
- 5) 主変速機 オートマチック
- 6) 車体色 車体色については問わない。なお、オプションカラーは選定しない。

・渡し小型貨物自動車

トヨタプロボックス1,500cc(UB-NCP51V(平成14年式))
総走行距離 33,326km(R7.9.12現在)

3. 装備及び付属品

受け小型貨物自動車には法定付属品及び標準装備品の外、別紙の装備及び付属品を装着し納入するものとする。

4. 自動車検査及び登録

受け小型貨物自動車は、宮崎運輸支局の検査に合格し、新車新規登録の手続きを完了した車両であること。

5. 諸手続

自動車検査証の交付を受けるために必要な手続きは、供給者が自己の負担により行うものとし、完了後は速やかに当局係員へ当該自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書及び自動車保管場所証明書を引き渡すものとする。

・受け小型貨物自動車

- 1)自動車損害賠償責任保険料の納付保険契約期間24ヶ月
- 2)自動車重量税の納付契約期間24ヶ月
- 3)自動車保管場所証明に係る手続

6. リサイクル料金

「使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)」において必要な手続きについては、供給者が自己の負担により行うものとし、完了後は速やかに当局係員へ当該証明書等を引き渡すものとする。

7. 渡し車両の引き渡し等

渡し小型貨物自動車の引き渡しは、受け小型貨物自動車の引き渡しと同時に行う。

また、供給者は渡し小型貨物自動車を引き取り後、速やかに自動車登録を抹消し、「抹消登録証明書」の写しを提出するものとする。

8. 渡し車両の再資源化預託金等

渡し小型貨物自動車の所有権を供給者に譲渡する日をもって、当事務所は当該自動車の最終所有者ではなくなる。よって、既に預託済みの再資源化預託金等を供給者に請求するので、供給者は、別途発行する納入告知書により、所定の期限までに納付するものとする。なお、再資源化預託金等の預託証明書は上記納付の確認後引き渡すものとする。渡し小型貨物自動車に係る再資源化預託金等は、以下のとおりである。

預託年月日 平成17年1月10日

シュレッダーダスト料金	4,210円
エアバック類料金	2,250円
フロン類料金	2,050円
情報管理料金	130円
合計	8,640円

9. 納入・引渡場所及び納入期限・時間

納入・引渡場所

宮崎県宮崎市港1丁目16番地

九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所

納入期限

令和8年7月17日(金)迄

納入時間

8:30~17:00 但し、土曜日、日曜日及び休日を除く。

10. その他

本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、当局係員と協議するものとする。

別紙

	装備、付属品	規格	単位	数量	備考
1	エアバック	運転席、助手席	式	1	
2	パワーステアリング		式	1	
3	パワーウィンドウ	運転席、助手席	式	1	
4	エアコン		式	1	
5	ラジオ(AM/FM)		式	1	
6	電源ソケット	アクセサリースOCKET12V、 充電用USB端子	個	1	
7	ドアバイザー	前後両側面	式	1	
8	フロアマット		式	1	
9	集中ドアロックキー		式	1	
10	ドライブレコーダー(前後カメラ)	セットアップ含む	式	1	
11	カーナビゲーション	セットアップ含む	式	1	バックモニター対応
12	バックモニターカメラ	セットアップ含む	個	1	
13	リヤワイパー		個	1	
14	ランプステッカー		式	1	取り付け

(購 入)

売買契約書

- 1 物 件 名 令和7年度交換による自動車1台
(別紙内訳書のとおり)
- 2 納 入 場 所 注文者指定の場所
- 3 納 入 期 限 令和 8年 7月17日まで
- 4 契 約 金 額 ¥
(うち取引に係る消費税 ¥
及び地方消費税の額)
- 5 契 約 保 証 金 免 除

上記の物件について、注文者 分任支出負担行為担当官 九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長 久島 秋浩 と供給者 ○○ とは、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総 則)

第1条 注文者及び供給者は、契約書記載の物件の売買契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の仕様書及び図面又は見本（以下これらの仕様書及び図面又は見本を「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、これを履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 供給者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、注文者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

第3条 供給者は、この契約の履行にあたって、第三者の権利となっている特許権、実用新案権等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(契約の変更)

第4条 注文者は、必要があると認めるときは、書面をもって供給者に通知し、契約内容を変更することができる。この場合において、必要があると認められるときは、

次項及び第3項に定めるところにより、納入期限（以下「納期」という。）若しくは契約金額（以下「代金」という。）を変更し又は必要な費用等を注文者が負担しなければならない。

2 納期又は代金の変更は、注文者と供給者とが協議して定める。

3 注文者は、第1項の場合において、増加費用を必要とし、又は供給者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、注文者と供給者とが協議して定める。

（納期の延長）

第5条 供給者は、天候の不良等その責に帰することができない理由その他の正当な理由により納期までに物件を納入することができないときは、注文者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって納期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、注文者と供給者とが協議して書面をもって定めなければならない。

（納入の届出）

第6条 供給者は、納入場所へ物件を持ち込むときは、あらかじめその日時等について注文者に連絡するとともに、物件を持ち込んだときは、直ちに納品書等によりその旨を注文者に届け出なければならない。

（検査）

第7条 注文者は、第3項に規定する場合を除き、前条に規定する納入の届出を受けたときは、その日から起算して10日以内に供給者の立会のうえ物件の品質、性能等（以下「品質等」という。）及び数量、形状、寸法等（以下「数量等」という。）について納入を確認するための検査を完了しなければならない。ただし、注文者が品質等の検査を不要と認めた場合は、この限りでない。

2 前項に規定する品質等及び数量等の検査にあたっては、注文者又は注文者の指定する検査職員がこれを行う。

3 供給者は、仕様書等に品質等の検査を要するものと明示されているものについては、注文者と供給者とが協議して定めた日時、場所において立会のうえ検査を受けなければならない。

4 注文者は、前項の規定により品質等の検査を行なったものであっても、特に必要と認めるときは、数量等の検査中において再度品質等の検査を行なうことができる。

5 供給者は、第1項、第3項及び第4項による検査の結果、当該物件が不合格となったときは、当該物件の修補、代替物の納入又は不足分の納入を行ない、注文者の再検査を受けなければならない。この場合の再検査については、第6条及び前各項の規定を準用するものとする。

6 品質等の検査に必要な費用は、供給者の負担とする。ただし、注文者において行なう品質等の試験にかかる費用（運賃、荷造費を除く。）は、この限りでない。

7 注文者は、検査にあたって供給者が立会わないときは、供給者の欠席のまま検査を行なうことができる。この場合において、注文者は、当該検査終了後、遅滞なく、供給者に対してその検査の結果を通知しなければならない。

(不合格品の引取り)

第8条 供給者は、前条の検査の結果、不合格となった物件をすみやかに納入場所から引取らなければならない。

2 注文者は、供給者が前項の規定にかかわらず、不合格品を引取らない場合には、その保管の責任を負わないものとする。

(給付完了の時期等)

第9条 物件の納入完了の時期は、物件の全部について、又は注文者が分納を認めた場合は、当該分納部分について、第6条に規定する納入の届出により注文者が納入を確認したときとする。

2 前項の物件の給付完了の時期は、第7条に規定する検査に合格し、当該物件を供給者から注文者に引渡しを完了したときとする。

(所有権の移転)

第10条 物件の所有権は、前条第2項の給付完了のときをもって供給者から注文者に移転するものとする。

(代金の支払)

第11条 供給者は、物件の給付完了後、書面をもって代金の支払を請求することができる。

~~2 供給者は、第9条の規定により、分納部分に相応する代金相当額の部分払一回を限度として請求することができる。この場合の請求は、前項に準じて行なうものとする。~~

3 注文者は、第1項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

4 注文者が、その責に帰すべき理由により第7条第1項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を越えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を越えた日において満了したものとみなす。

(第三者による代理受領)

第12条 供給者は、注文者の承諾を得て代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 注文者は、前項の規定により供給者が第三者を代理人とした場合において、供給者の提出する支払請求書に当該第三者が供給者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第11条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第13条 供給者の責に帰すべき理由により納期までに物件を納入することができない場合において、納期経過後相当の期間内に納入する見込みのあるときは、注文者は、供給者から損害金を徴収して納期を延長することができる。

- 2 前項の損害金の額は、納期満了の日の翌日から納期完了の日までの日数に応じ、代金（すでに引渡し完了した物件があるときは、当該引渡済物件代金相当額を代金から控除した金額）に、年3パーセントの割合で計算した額とする。

- 3 注文者の責に帰すべき理由により、第11条第3項の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、供給者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを注文者に請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第13条の2 供給者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、供給者は、注文者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として注文者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、供給者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は供給者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が供給者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が供給者又は供給者が構成事業者である事業者団体（以下「供給者等」という。）に対して行われたときは、供給者等に対する命令で確定したものをいい、供給者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、供給者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間

(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が供給者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、供給者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 供給者が前項の違約金を注文者の指定する期間内に支払わないときは、供給者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を注文者に支払わなければならない。

(危険負担)

第14条 所有権移転前の物件に係る損害は、供給者が一切負担しなければならない。ただし、注文者の責に帰すべき理由による損害は、この限りではない。

(契約不適合責任)

第15条 引き渡された物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、注文者は、供給者に対し、当該物件の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、供給者は、注文者に不相当な負担を課するものでないときは、注文者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項の不適合が注文者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、注文者は、同項の規定による履行の追完の請求をすることができない。

- 3 第1項本文に規定する場合において、注文者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、注文者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

- 4 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、注文者は、同項の催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。

- 二 供給者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- 三 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、供給者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

- 四 前三号に掲げる場合のほか、注文者が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 5 第3項の不適合が注文者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、注文者は、前二項の規定による代金の減額の請求をすることができない。

- 6 第1項から第5項の規定は、この契約及び民法第415条の規定による損害賠償の請求並びにこの契約、民法第541条及び民法第542条の規定による解除権の行使を妨げない。

7 第1項から第6項の規定は、供給者が注文者に移転した権利が契約の内容に適合しないものである場合（権利の一部が他人に属する場合においてその権利の一部を移転しないときを含む。）について準用する。

（注文者の解除権）

第16条 注文者は、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 納期まで又は納期経過後相当の期間内に物件を納入する見込みがないと認められるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 注文者は、民法第542条の規定によるほか、供給者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

一 第18条第1項又は第2項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

二 供給者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（供給者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、供給者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 物件に係る調達契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 供給者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、注文者が供給者に対して当該契約の解除を求め、供給者がこれに従

わなかったとき。

- 3 前2項各号に定める場合が注文者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、注文者は、前2項の規定による契約の解除をすることができない。
- 4 供給者は、第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除されたときは、解除部分に対する金額の10分の1に相当する違約金を注文者の指定する期間内に納付しなければならない。ただし、第1項又は第2項の規定による契約の解除が、この契約及び取引上の社会通念に照らして供給者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(注文者の任意解除権)

- 第17条** 注文者は、物件の納入が完了しない間は、前条第1項又は第2項に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 注文者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより供給者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、注文者と供給者とが協議して定める。

(供給者の解除権)

- 第18条** 供給者は、注文者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 2 供給者は、第4条第1項の規定により、契約内容を変更したため代金が3分の2以上減少したときときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。
 - 3 前2項に定める場合が供給者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、供給者は、前2項の規定による契約の解除をすることができない。
 - 4 前条第2項の規定は、第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。ただし、第1項又は第2項の規定による契約の解除が、この契約及び取引上の社会通念に照らして注文者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(違約金等の相殺)

- 第19条** 注文者は、供給者の納付すべき違約金又は賠償金を注文者が支払うべき金額から控除し、なお不足を生ずるときは、更に供給者から追徴するものとする。
- 2 供給者は、前項の規定により追徴すべき金額を注文者が指定する期限までに納付しないときは、その遅延日数について、年3パーセントの割合の遅滞金を注文者に納付しなければならない。

(資料、報告等)

- 第20条** 注文者は、この契約に基づく違約金、賠償金及び遅滞金に関し、これらの債権の保全上必要があるときは、供給者に対してその業務又は資産の状況に関して

質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求することができる。

- 2 注文者は、供給者が前項に規定する質問に答えず、若しくは虚偽の応答をし、又は報告等をなさず、若しくは虚偽の報告をなし、又は調査を拒み若しくは妨げた場合においては、当該債権の全部又は一部について履行期限を繰り上げることができる。

(紛争の解決)

第21条 この契約書の各条項において、注文者と供給者とが協議して定めるものにつき協議が整わない場合その他この契約に関して注文者と供給者との間に生じた一切の紛争に係る訴訟又は調停について、注文者及び供給者は、注文者の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(補 則)

第22条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて注文者と供給者とが協議して定める。

上記のとおり契約した証としてこの証書2通を作成し、注文者と供給者とが各自保管する。

令和 年 月 日

注 文 者 住 所 宮崎県宮崎市港1丁目16番地
氏 名 分任支出負担行為担当官
九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所長
久島 秋浩

供 給 者 住 所
氏 名

内訳書

品名	摘要	単位	数量	金額
【受け小型貨物自動車】				
本体価格(付属品込み)		台	1	
消費税				
【自動車重量税、自賠責保険料、預り法定費用、登録手続き費用】				
自動車重量税(不課税)	24ヶ月	式	1	
自動車損害賠償責任保険料(非課税)	24ヶ月	式	1	
預り法定費用		式	1	
車両登録手続き費用		式	1	
消費税				
【リサイクル料金】				
シュレッダーダスト料金(非課税)		式	1	
エアバッグ類料金(非課税)		式	1	
フロン類料金(非課税)		式	1	
情報管理料金(非課税)		式	1	
資金管理料金(課税)		式	1	
消費税(資金管理料金×10%)				
【渡し貨客自動車】				
渡し小型貨客自動車(本体下取り価格)	トヨタ プロボックス	台	1	
消費税				
合計				

令和8年2月17日

見積依頼書受領者 各位

九州地方整備局
宮崎港湾・空港整備事務所長

参考見積りの提出について（依頼）

別紙のとおり、参考見積りの提出を依頼します。

1. 件 名 令和7年度交換による自動車1台
2. 履 行 期 間 別添仕様書のとおり
3. 業 務 内 容 別添仕様書のとおり
4. 見 積 り 条 件
 - 1) 記載内容 別紙内訳書のとおり
(様式については「参考見積書(様式1)に金額入力の上、PDF化して提出すること。)
 - ・受け小型貨物自動車本体価格
 - ・仕様書別紙装備、付属品の項目ごとの価格
 - ・登録手続きその他諸々の諸費用
 - ・以上についての消費税額
 - ・自動車重量税
 - ・自動車損害賠償責任保険料
 - ・預り法定費用
 - ・リサイクル料金の総額と明細と消費税額
 - ・渡し小型貨物自動車の下取り価格及び消費税額
 - 2) 渡し交換自動車の閲覧について
 - ・見積書提出までの期間、渡し交換自動車を閲覧することができる。
閲覧の際は見積依頼書に記載の問合せ先まで事前に連絡すること。
 - 3) その他
 - ・参考見積書(様式1)及び性能等証明書(様式2)については、押印の省略を可とします。ただし、その場合は、当該文書の真正性を担保するため、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先をご明記いただきますようお願いいたします。
 - ・見積書作成、提出に要する費用は、貴社負担とします。
5. そ の 他 提出期限、提出方法については、見積依頼書を参照すること。

【参 考 資 料】

■渡し小型貨物自動車（トヨタプロボックス）について

- ・車検証、リサイクル券は別添のとおり

- ・見積書記載金額の注意点

仕様書にも記載しておりますが、渡し小型貨物自動車に関するリサイクル費用の返納については、別途納入告知書により当局に納付いただきますので、見積書記載金額には含めないでください。

自動車検査証

令和 5年 8月 28日

宮崎運輸支局長

961230187414

自動車登録番号又は車検番号	初年度登録年月	自動車の種別	用途	型式指定番号	類別区分番号
宮崎 400 す 3276	平成14年9月	小型	貨物 自家用	11479	0014
製造者		原付の種別			
トヨタ		バン			
型式		燃料の種別		総排気量(立方センチメートル)	
NCP51-0007360		ガソリン		1,49 ^{cc}	
型式		原動機の型式	前軸軸重	後軸軸重	総軸重
UB-NCP51V		1NZ	620 ^{kg}	420 ^{kg}	1,040 ^{kg}
車体長さ	最大積載量	乗員定数	車両総重量	長さ	幅
2,5 ^m	400 ^{kg}	250 ^人	1040 ^{kg}	1550 ^{mm}	1565 ^{mm}
				419 ^{cm}	169 ^{cm}
					15 [%]

九州地方整備局 宮崎港湾空港工事事務所

備考

Nox・PM適合、平成11年騒音97dB



COPY

裏面もご覧ください。
この裏面には電子部品（ICチップ）を内蔵したICタグがありますので、大切に使用・保管してください。

COPY

T9469P33724235

国土交通省

2413

自動車検査証記録事項

961230187414

1. 基本情報														
自動車登録番号又は車両番号		宮崎 400 す 3276												
車台番号		NCP51-0007360												
登録年月日/交付年月日		平成 14年 9月 13日		初度登録年月		平成 14年 9月		有効期間の満了する日		令和 7年 9月 12日				
2. 所有者・使用者情報														
所有者の氏名又は名称		九州地方整備局												
所有者の住所		山口県下関市竹崎町4丁目6-1							[35500 0112]					
使用者の氏名又は名称		九州地方整備局 宮崎港湾空港工事事務所												
使用者の住所		宮崎県宮崎市港1丁目16							[45500 2194]					
使用の本拠の位置		宮崎県宮崎市赤江無番地							[45500 1659]					
3. 車両詳細情報														
車名		トヨタ								[194]				
型式		UB-NCP51V			原動機の型式		1NZ							
自動車の種別		小型		用途		貨物		自家用・事業用の別		自家用				
車体の形状		バン			[021]		乗車定員		2[5]人	最大積載量	400[250]kg			
車両重量		1040kg	車両総重量		1550[1565]kg		長さ	419cm	幅	169cm	高さ	152cm		
前前軸重		620kg	前後軸重		-kg	後前軸重		-kg	後後軸重		420kg	総排気量又は定格出力		1.49kW
燃料の種類		ガソリン			型式指定番号		11479		類別区分番号		0014			
4. 備考														
<p>[宮崎], 継続検査 自動車重量税額 ¥8,800 平成27年度エネルギー消費効率算定未了 平成22年度燃費基準10%向上達成車 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 32,300km (令和6年9月12日) [旧走行距離計表示値] 31,800km (令和5年8月28日) 平成11年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 97dB [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 96-00565 以下余白</p>														

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります



車両ID

T9469PS3724235



[A券] 預託証明書 (リサイクル券)

<<車両欄>>

リサイクル券番号	0401-7096-6962
車台番号	NCP51-0007360
車名	トヨタ

<<料金欄>>

シュレッダーダスト料金	¥4,210
エアバッグ類料金	¥2,250
フロン類料金	¥2,050
情報管理料金	¥130
預託金額合計	¥8,640

財団法人
自動車リサイクル促進センター

2005年 9月 8日発行
事務処理番号: 1-100680600108<4>



※本券 (A券) は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。
※料金欄で「*****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加徴収が必要です。

<使用済自動車引渡時、引取業者切離し>

[B券] 使用済自動車引取証明書

引取日: _____ 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	0401-7096-6962
車台番号	NCP51-0007360
車名	トヨタ
預託金額	¥8,640 (消費税込み)

<引渡者>
氏名・名称 _____

<引取業者>
登録番号 _____
氏名・名称 _____ 印
事業所名称 _____

※本券 (B券) は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

所在地
TEL. _____

<受領証 (C券) 利用時切離し>

[C券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	0401-7096-6962
車台番号	NCP51-0007360
車名	トヨタ

受領金額	¥480 (消費税込み)
------	-----------------

財団法人
自動車リサイクル促進センター
2005年 9月 8日発行
事務処理番号: 1-100680600108<4>

参考見積依頼書(内訳書)

記入例(各金額は記入例上の数字です。)

品名	摘要	数量	単位	金額(円)	備考
【受け小型貨物自動車(本体及び付属品)】					
受け小型貨物自動車(本体価格)		1	台	2,200,000	
エアバック	運転席、助手席	1	式		標準装備として本体価格に含む
パワーステアリング		1	式		標準装備として本体価格に含む
パワーウィンドウ	運転席、助手席	1	式		標準装備として本体価格に含む
エアコン		1	式		標準装備として本体価格に含む
ラジオ(AM/FM)		1	式		標準装備として本体価格に含む
電源ソケット	アクセサリースOCKET12V、充電用USB端子	1	個		標準装備として本体価格に含む
ドアバイザー	前後両側面	1	式	10,000	
フロアマット		1	式	10,000	
集中ドアロックキー		1	式	20,000	
ドライブレコーダー(前後カメラ)	セットアップ含む	1	式	70,000	
カーナビゲーション	セットアップ含む	1	式	100,000	テレビ受信機能無し(TVチューナー非搭載)バックモニター対応
バックモニターカメラ	セットアップ含む	1	個	50,000	
リヤワイパー		1	個	30,000	
ランプステッカー		1	式	5,000	取り付け
車両登録手続き費用		1	式	45,000	
小計		1	式	2,540,000	
消費税(小計×10%)		1	式	254,000	
合計①		1	式	2,794,000	
【リサイクル料金】					
シュレッダーダスト料金(非課税)		1	式	4,410	
エアバッグ類料金(非課税)		1	式	2,800	
フロン類料金(非課税)		1	式	1,650	
情報管理料金(非課税)		1	式	130	
資金管理料金(課税)		1	式	264	
小計				9,254	
消費税(資金管理料金×10%)				26	
合計②				9,280	
【自動車重量税、自賠責保険料】					
自動車重量税(不課税)		1	式	22,500	24ヶ月指定
自動車損害賠償責任保険料(非課税)		1	式	20,340	24ヶ月指定
預り法定費用		1	式	5,000	
合計③				47,840	
【渡し貨物自動車】					
渡し貨物自動車(本体下取り価格)	トヨタプロボックス	1	台	△ 50,000	
消費税				△ 5,000	
合計④				△ 55,000	
総計(合計①+②+③+④)				2,796,120	

令和〇年〇月〇日
 〇〇市〇区〇〇〇-〇〇-〇〇
 〇〇〇(株)
 〇〇長 〇〇 〇〇

本件責任者 〇〇 〇〇
 担当者 〇〇 〇〇
 電話番号1) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
 電話番号2) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

参考見積書

品名	摘要	数量	単位	金額(円)	備考
【受け小型貨物自動車(本体及び付属品)】					
受け小型貨物自動車(本体価格)		1	台		
エアバック	運転席、助手席	1	式		
パワーステアリング		1	式		
パワーウィンドウ	運転席、助手席	1	式		
エアコン		1	式		
ラジオ(AM/FM)		1	式		
電源ソケット	アクセサリースOCKET12V、 充電用USB端子	1	個		
ドアバイザー	前後両側面	1	式		
フロアマット		1	式		
集中ドアロックキー		1	式		
ドライブレコーダー(前後カメラ)	セットアップ含む	1	式		
カーナビゲーション	セットアップ含む	1	式		テレビ受信機能無し(TV チューナー非搭載) バックモニター対応
バックモニターカメラ	セットアップ含む	1	個		
リヤワイパー		1	個		
ランプステッカー		1	式		取り付け
車両登録手続き費用		1	式		
小計		1	式	0	
消費税(小計×10%)				0	
合計①				0	
【リサイクル料金】					
シュレッダーダスト料金(非課税)		1	式		
エアバッグ類料金(非課税)		1	式		
フロン類料金(非課税)		1	式		
情報管理料金(非課税)		1	式		
資金管理料金(課税)		1	式		
小計				0	
消費税(資金管理料金×10%)				0	
合計②				0	
【自動車重量税、自賠責保険料、預り法定費用】					
自動車重量税(不課税)		1	式		24ヶ月指定
自動車損害賠償責任保険料(非課税)		1	式		24ヶ月指定
預り法定費用		1	式		
合計③				0	
【渡し貨物自動車】					
渡し貨物自動車(本体下取り価格)	トヨタプロボックス	1	台		
消費税				0	
合計④				0	
総計(合計①+②+③+④)				0	

令和〇年〇月〇日

〇〇市〇区〇〇〇-〇〇-〇〇

〇〇〇(株)

〇〇長 〇〇 〇〇

本件責任者 〇〇 〇〇

担当者 〇〇 〇〇

電話番号1) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

電話番号2) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

性能等証明書

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

本件責任者
担当者
電話番号 1)
電話番号 2)

下記のとおり相違ないことを証明します。

		納入しようとする 自動車の性能等	※国土交通省 審査欄
①	車名		
②	型式		
③	寸法(mm)	全長 全幅 全高	
④	車両重量(kg)		
⑤	乗車定員(人)		
⑥	総排気量(cc)		
⑦	燃費値(km/L)	WLTCモードによる 値	
		JCO8モードによる 値またはJCO8モー ド換算値	
⑧	「低排出ガス車認定実施要領(平成12年 運輸省告示第103号)」の基準のうち、平 成30年排出ガス基準75%低減車である こと。	適・否	

	装備、付属品	①標準装備	②オプション (メーカーまたは ディーラー)	③社外品	備考
1	エアバック				運転席、助手席
2	パワーステアリング				
3	パワーウィンドウ				運転席、助手席
4	エアコン				
5	ラジオ(AM/FM)				
6	電源ソケット				アクセサリソケット12V、 充電用USB端子
7	ドアバイザー				前後両側面
8	フロアマット				
9	集中ドアロックキー				
10	ドライブレコーダー(前後カメラ)				セットアップ含む
11	カーナビゲーション				セットアップ含む バックモニター対応
12	バックモニターカメラ				セットアップ含む
13	リヤワイパー				
14	ランプステッカー				取り付け

※①～③で該当のものに○を記入する。

※上記が証明できる資料(メーカーパンフレット等)を添付すること。

九州地方整備局（港湾空港）オープンカウンター方式実施要領

令和4年8月25日
改正 令和4年9月22日
改正 令和7年4月1日

（目的）

第1条 九州地方整備局（港湾空港関係）が行うオープンカウンター方式の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

（定義）

第2条 オープンカウンター方式とは、会計法第29条の3第5項に基づき実施する随意契約（以下「少額随意契約」という。）において、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。）が見積書を徴取する相手方を特定せず、参加を希望する者から提出される見積書により見積合わせを行い、契約の相手方を決定する方式をいう。

（対象）

第3条 本要領は、予決令第99条第二号から第四号まで、及び第七号に規定するものうち、契約担当官等が本方式によることを適当と認めるものを対象とする。

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）【抜粋】

（随意契約によることができる場合）

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 二 予定価格が四百万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が三百万円を超えない財産を買い入れるとき。
- 四 予定賃借料の年額又は総額が百五十万円を超えない物件を借り入れるとき。
- 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が二百万円を超えないものをするとき。

（参加資格）

第4条 本要領に基づくオープンカウンター方式による見積合わせに参加できる者は、次の各号に定める資格を有する者とする。

- 一 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 二 見積合わせ時において、九州地方整備局から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 三 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 四 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年度法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始の決定を受けている者を除く。）
- 五 その他、見積依頼書等で指定する条件がある場合は、当該条件に適合する者であること。

2 見積合わせに参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和

22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

(見積依頼の方法等)

第5条 見積依頼書、仕様書及び見積書の様式については、調達機関のホームページ上で閲覧に供するほか、その調達案件を「統一資格審査申請・調達情報検索サイト (<https://www.p-portal.go.jp/>)」により公開し、参加を希望する者が調達機関のホームページ又は電子調達システム(GEPS)から見積依頼書等をダウンロードすることをもって見積依頼とする。

(見積書の提出等)

第6条 見積書は、本要領、見積依頼書及び仕様書を熟読し、本要領、見積依頼書、仕様書及び暴力団排除に関する誓約事項を承諾のうえ、提出すること。

- 2 見積書の様式は、見積依頼書とともに配布する様式による。
- 3 見積書への押印を省略することができる。見積書への押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の部署名・氏名・連絡先を記載すること。なお、連絡先のうち電話番号は2以上記載すること。
- 4 見積書は、電子メール、持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出すること(提出期間内必着。)
- 5 一度提出された見積書の引換、変更又は取消しは認めない。
- 6 見積りに際し、納入等を行う物品について、仕様書等で指定した規格等と異なる規格(後継品若しくは同等品)で見積を行う場合には、見積書の提出前にカタログ等を契約担当課に提出し、了解を得ること。カタログ等の提出及び当局の了解のない規格外の物品の納入は認めない。

(見積合わせ)

第7条 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行う。その際、見積参加者の立会いは省略する。

- 2 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、見積りに参加した者に対して、再度の見積書の提出を求めることがある。
- 3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は再度の見積りによっても予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、オープンカウンター方式を取り止め、別途選定した者に見積りを依頼し、見積合わせを行うことがある。

(見積書の無効)

第8条 次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- 一 参加資格を有しない者の提出した見積書
- 二 見積書の提出期限後に到達した見積書
- 三 委任状を提出しない代理人が作成した見積書
- 四 同一人が見積もった金額の異なる二通以上の見積書
- 五 記名押印を欠く見積書(押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない見積書)
- 六 金額を訂正した見積書
- 七 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書
- 八 明らかに連合によると認められる見積書
- 九 その他見積に関する条件に違反した見積書

(契約の相手方の決定)

第9条 見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内の見積価格で、最も低い価格

の見積りを行った者を契約の相手方とする。

- 2 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該見積をした者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。当該見積をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 3 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行い、その結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知する。

(結果の公表)

第10条 見積合わせの結果は、調達機関のホームページにおいて、契約の相手方の決定後、速やかに公表するものとする。

- 2 公表事項は、種別、件名、契約の相手方及び決定価格とする。
- 3 本条の規定による公表を除き、見積合わせの結果に関する個別の照会には応じないものとする。

(契約の締結)

第11条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合には、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、見積はその効力を失う。
- 3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した後、速やかに請書を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。
- 4 契約担当官等が必要と認める場合、契約の相手方は、調達物品等の価格のほか、配送費等の諸経費等の項目ごとの見積金額の内訳書を提出すること。見積金額の内訳書を提出する段階において事後的に見積金額を訂正することは認めない。
- 5 契約の相手方が契約を結ばないときは、損害賠償の請求を行うことがある。

(その他)

第12条 本要領に基づき見積書を提出した者は、見積書提出後に、本要領、見積依頼書、仕様書、契約書案、請書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- 2 見積書作成及び提出その他本要領に基づく手続きへの参加に要する費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担するものとする。
- 3 当局の都合により見積合わせを取りやめることがある。
- 4 見積依頼書において、見積合わせ参加者に対し参考見積書又は追加資料の提出を求められている場合があるので、依頼があった場合にはこれに従うこと。
- 5 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 6 契約の相手方が正当な理由なく、業務を履行しない場合等不正不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

見積依頼書・案件内容に対する質問内容および回答内容

件名： 令和7年度交換による自動車1台

質問	回答	回答日
1 リア席の背もたれ部分のヘッドレストは必要でしょうか。	1 リア席の背もたれ部分のヘッドレストについては、必要ございません。	R8.2.20
2 標準車のバックモニターはルームミラーに映るタイプ(ルームミラーの3分の1くらいに映る)ですが、ナビゲーション画面で見れる様にしたほうが良いのでしょうか。	2 バックモニターの映像は、ナビゲーション画面へ投影させる仕様でお願いいたします。仕様書を修正いたします。	R8.2.20

令和7年度交換による自動車1台

正誤表

日付	変更箇所	変更内容		備考																																																																																																																																																																																																
令和8年 2月20日	仕様書 別紙 11 カーナビゲーション 備考	<p style="text-align: center;">【誤】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">別紙</th> </tr> <tr> <th></th> <th>装備、付属品</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>エアバック</td><td>運転席、助手席</td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>パワーステアリング</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>パワーウィンドウ</td><td>運転席、助手席</td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>エアコン</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>ラジオ(AM/FM)</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>電源ソケット</td><td>アクセサリーソケット12V、充電用USB端子</td><td>個</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>ドアバイザー</td><td>前後両側面</td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>フロアマット</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>集中ドアロックキー</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>ドライブレコーダー(前後カメラ)</td><td>セットアップ含む</td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>カーナビゲーション</td><td>セットアップ含む</td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>バックモニターカメラ</td><td>セットアップ含む</td><td>個</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>リヤワイパー</td><td></td><td>個</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>ランプステッカー</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td>取り付け</td></tr> </tbody> </table>	別紙							装備、付属品	規格	単位	数量	備考	1	エアバック	運転席、助手席	式	1		2	パワーステアリング		式	1		3	パワーウィンドウ	運転席、助手席	式	1		4	エアコン		式	1		5	ラジオ(AM/FM)		式	1		6	電源ソケット	アクセサリーソケット12V、充電用USB端子	個	1		7	ドアバイザー	前後両側面	式	1		8	フロアマット		式	1		9	集中ドアロックキー		式	1		10	ドライブレコーダー(前後カメラ)	セットアップ含む	式	1		11	カーナビゲーション	セットアップ含む	式	1		12	バックモニターカメラ	セットアップ含む	個	1		13	リヤワイパー		個	1		14	ランプステッカー		式	1	取り付け	<p style="text-align: center;">【正】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">別紙</th> </tr> <tr> <th></th> <th>装備、付属品</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>エアバック</td><td>運転席、助手席</td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>パワーステアリング</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>パワーウィンドウ</td><td>運転席、助手席</td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>4</td><td>エアコン</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>ラジオ(AM/FM)</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>電源ソケット</td><td>アクセサリーソケット12V、充電用USB端子</td><td>個</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>ドアバイザー</td><td>前後両側面</td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>フロアマット</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>集中ドアロックキー</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>ドライブレコーダー(前後カメラ)</td><td>セットアップ含む</td><td>式</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>カーナビゲーション</td><td>セットアップ含む</td><td>式</td><td>1</td><td>バックモニター対応</td></tr> <tr><td>12</td><td>バックモニターカメラ</td><td>セットアップ含む</td><td>個</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>リヤワイパー</td><td></td><td>個</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>14</td><td>ランプステッカー</td><td></td><td>式</td><td>1</td><td>取り付け</td></tr> </tbody> </table>	別紙							装備、付属品	規格	単位	数量	備考	1	エアバック	運転席、助手席	式	1		2	パワーステアリング		式	1		3	パワーウィンドウ	運転席、助手席	式	1		4	エアコン		式	1		5	ラジオ(AM/FM)		式	1		6	電源ソケット	アクセサリーソケット12V、充電用USB端子	個	1		7	ドアバイザー	前後両側面	式	1		8	フロアマット		式	1		9	集中ドアロックキー		式	1		10	ドライブレコーダー(前後カメラ)	セットアップ含む	式	1		11	カーナビゲーション	セットアップ含む	式	1	バックモニター対応	12	バックモニターカメラ	セットアップ含む	個	1		13	リヤワイパー		個	1		14	ランプステッカー		式	1	取り付け	仕様追加
別紙																																																																																																																																																																																																				
	装備、付属品	規格	単位	数量	備考																																																																																																																																																																																															
1	エアバック	運転席、助手席	式	1																																																																																																																																																																																																
2	パワーステアリング		式	1																																																																																																																																																																																																
3	パワーウィンドウ	運転席、助手席	式	1																																																																																																																																																																																																
4	エアコン		式	1																																																																																																																																																																																																
5	ラジオ(AM/FM)		式	1																																																																																																																																																																																																
6	電源ソケット	アクセサリーソケット12V、充電用USB端子	個	1																																																																																																																																																																																																
7	ドアバイザー	前後両側面	式	1																																																																																																																																																																																																
8	フロアマット		式	1																																																																																																																																																																																																
9	集中ドアロックキー		式	1																																																																																																																																																																																																
10	ドライブレコーダー(前後カメラ)	セットアップ含む	式	1																																																																																																																																																																																																
11	カーナビゲーション	セットアップ含む	式	1																																																																																																																																																																																																
12	バックモニターカメラ	セットアップ含む	個	1																																																																																																																																																																																																
13	リヤワイパー		個	1																																																																																																																																																																																																
14	ランプステッカー		式	1	取り付け																																																																																																																																																																																															
別紙																																																																																																																																																																																																				
	装備、付属品	規格	単位	数量	備考																																																																																																																																																																																															
1	エアバック	運転席、助手席	式	1																																																																																																																																																																																																
2	パワーステアリング		式	1																																																																																																																																																																																																
3	パワーウィンドウ	運転席、助手席	式	1																																																																																																																																																																																																
4	エアコン		式	1																																																																																																																																																																																																
5	ラジオ(AM/FM)		式	1																																																																																																																																																																																																
6	電源ソケット	アクセサリーソケット12V、充電用USB端子	個	1																																																																																																																																																																																																
7	ドアバイザー	前後両側面	式	1																																																																																																																																																																																																
8	フロアマット		式	1																																																																																																																																																																																																
9	集中ドアロックキー		式	1																																																																																																																																																																																																
10	ドライブレコーダー(前後カメラ)	セットアップ含む	式	1																																																																																																																																																																																																
11	カーナビゲーション	セットアップ含む	式	1	バックモニター対応																																																																																																																																																																																															
12	バックモニターカメラ	セットアップ含む	個	1																																																																																																																																																																																																
13	リヤワイパー		個	1																																																																																																																																																																																																
14	ランプステッカー		式	1	取り付け																																																																																																																																																																																															
令和8年 2月20日	参考見積依頼書(内訳書) 【受け小型貨物自動車(本体及び付属品)】 カーナビゲーション 備考	<p style="text-align: center;">【正】</p> <table border="1"> <tr> <td>カーナビゲーション</td> <td>セットアップ含む</td> <td>1</td> <td>式</td> <td>100,000</td> <td>テレビ受信機能無し(TVチューナー非搭載) バックモニター対応</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">【誤】</p> <table border="1"> <tr> <td>カーナビゲーション</td> <td>セットアップ含む</td> <td>1</td> <td>式</td> <td>100,000</td> <td>テレビ受信機能無し(TVチューナー非搭載)</td> </tr> </table>	カーナビゲーション	セットアップ含む	1	式	100,000	テレビ受信機能無し(TVチューナー非搭載) バックモニター対応	カーナビゲーション	セットアップ含む	1	式	100,000	テレビ受信機能無し(TVチューナー非搭載)	仕様追加																																																																																																																																																																																					
カーナビゲーション	セットアップ含む	1	式	100,000	テレビ受信機能無し(TVチューナー非搭載) バックモニター対応																																																																																																																																																																																															
カーナビゲーション	セットアップ含む	1	式	100,000	テレビ受信機能無し(TVチューナー非搭載)																																																																																																																																																																																															
令和8年 2月20日	参考見積書(様式1) 【受け小型貨物自動車(本体及び付属品)】 カーナビゲーション 備考	<p style="text-align: center;">【正】</p> <table border="1"> <tr> <td>カーナビゲーション</td> <td>セットアップ含む</td> <td>1</td> <td>式</td> <td></td> <td>テレビ受信機能無し(TVチューナー非搭載) バックモニター対応</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">【誤】</p> <table border="1"> <tr> <td>カーナビゲーション</td> <td>セットアップ含む</td> <td>1</td> <td>式</td> <td></td> <td>テレビ受信機能無し(TVチューナー非搭載)</td> </tr> </table>	カーナビゲーション	セットアップ含む	1	式		テレビ受信機能無し(TVチューナー非搭載) バックモニター対応	カーナビゲーション	セットアップ含む	1	式		テレビ受信機能無し(TVチューナー非搭載)	仕様追加																																																																																																																																																																																					
カーナビゲーション	セットアップ含む	1	式		テレビ受信機能無し(TVチューナー非搭載) バックモニター対応																																																																																																																																																																																															
カーナビゲーション	セットアップ含む	1	式		テレビ受信機能無し(TVチューナー非搭載)																																																																																																																																																																																															
令和8年 2月20日	性能等証明書(様式2) 2ページ目 11 カーナビゲーション 備考	<p style="text-align: center;">【正】</p> <table border="1"> <tr> <td>11</td> <td>カーナビゲーション</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>セットアップ含む バックモニター対応</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">【誤】</p> <table border="1"> <tr> <td>11</td> <td>カーナビゲーション</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>セットアップ含む</td> </tr> </table>	11	カーナビゲーション				セットアップ含む バックモニター対応	11	カーナビゲーション				セットアップ含む	仕様追加																																																																																																																																																																																					
11	カーナビゲーション				セットアップ含む バックモニター対応																																																																																																																																																																																															
11	カーナビゲーション				セットアップ含む																																																																																																																																																																																															

見積依頼書・案件内容に対する質問内容および回答内容

件名： 令和7年度交換による自動車1台

質 問	回 答	回答日
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	